

北

きた

の

自

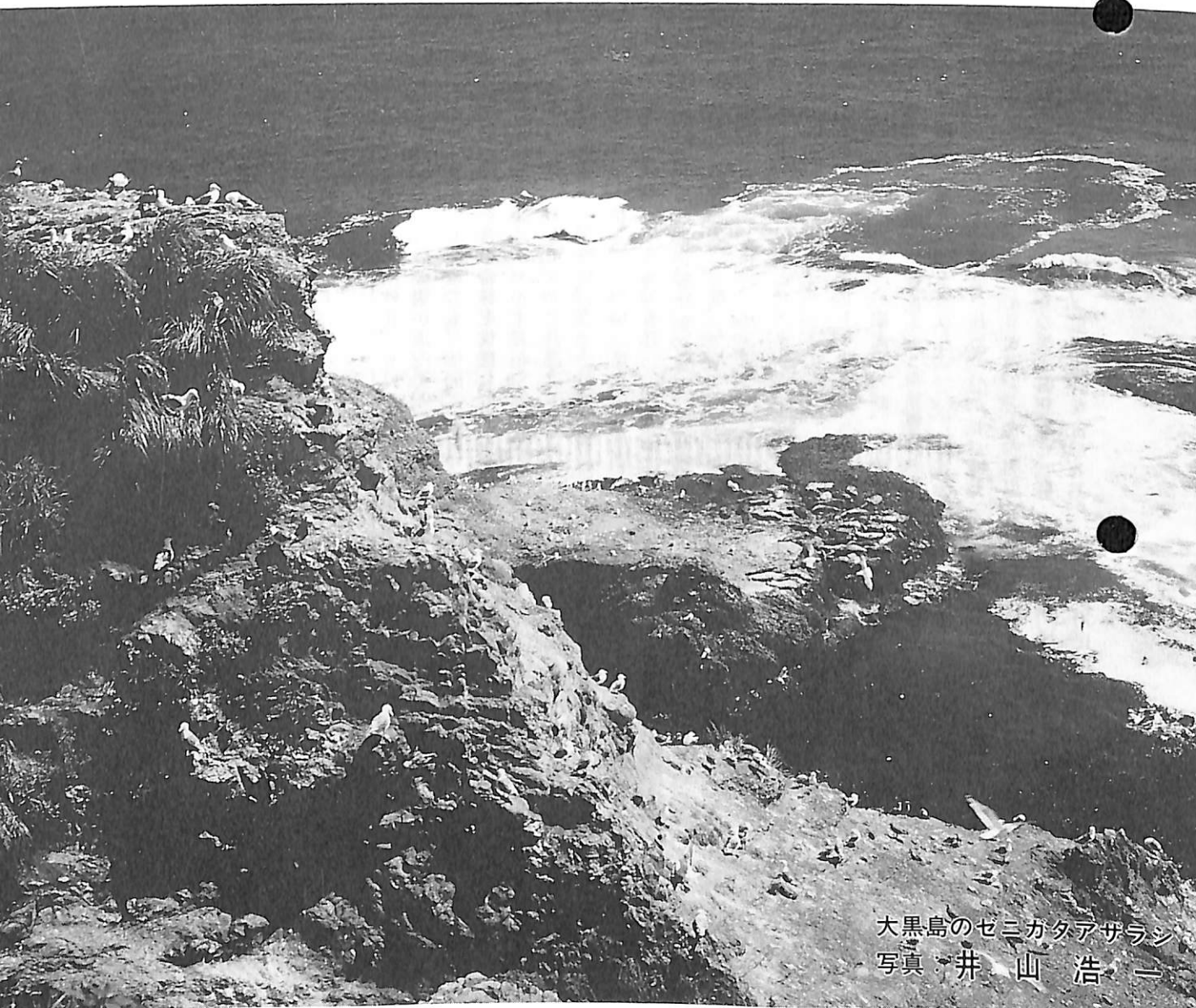
し

然

ぜん

第
33
号

1988年2月19日

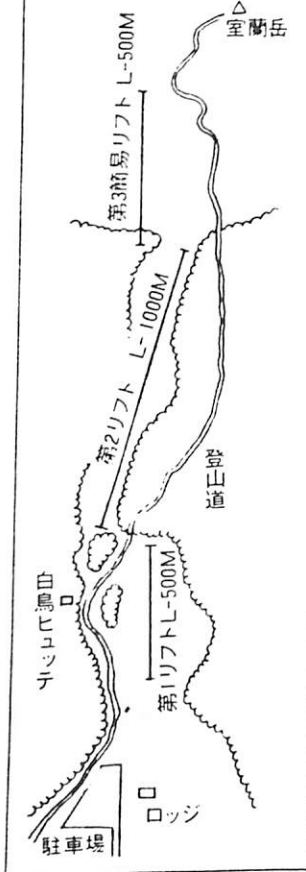


大黒島のセニカタアサラシ
写真 井山浩一

計画の概要

- ゲレンデ面積 約23ha
- 標高差 約480m
- 最大斜度 22度
- 平均斜度 14度
- 上・中級者コース 1500m
- 初級者コース 500m
- 第1リフト(3人乗り)
- 第2リフト(2人乗り)
- 第3リフト(簡易)
- ロッジ 3階建て約800m²
- 駐車場 約400台収容
- ナイター照明

計画図



(室蘭岳スキー場予定地)

る。危機感を抱き、我々は取り敢えず三月十五日に計画中止を求める要望書を室蘭市その他関係団体に提出し、更に計画内容の説明を求め、市民に訴えることにした。要望書を作るのが初めてならば、ビラの作り方も分らない。議会に対する請願方法も知らない、全くの手探りの運動が開始されたのである。

四月十九日我々は市民に呼びかけ「室蘭の自然を語る集い」を開催(参加者約百名)し、室蘭市、室蘭営林署、室蘭リゾート開発(株)の出席、計画説明を求めた。しかし計画概要の説明がなされたものの、環境に対する影響、対策は調査中の為結果待ち、保安林解除についても室蘭営林署は何も知らないし権限もないと説明を回避し、依然不透明であった。

その後五月に入って環境調査の結果が出たものの、室蘭市は市民に公表することを決めた。この為我々は室蘭市に対し公開の説明会開催を強く要求し、遂に同月十九日室蘭市主催の説明会が行われた。しかし説明会とは名ばかり、口頭による数値羅列による紋切り型の説明、質問

を求める声も途中で遮切り、明らかに動員したと思われる建設促進派の意見を求めて説明会を打ち切ってしまったのである。このような理不尽な行政の姿勢は、当然市民を初めマスコミの批難的となり計画に対する疑問の輪は大きくなった。我々はこのような行政の姿は当然の帰結であると考えた。何故なら入手した環境調査報告書(要約版)によると、十分な説明をなし得る調査は行われていなかったからである。即ち

- ①調査を実施したのは、かの有名な日本林業技術協会
- ②調査期間は十一月から三月迄の冬期間のみ
- ③現地調査は僅かであるが文献・聴取りによるもので、地質調査も行われた形跡がない
- ④悪条件を隠す為積雪量を水増している
- ⑤入込者数も明確な根拠なしに十万人と多く見込んでいる。

など環境調査の名に値しないものであった。従って再三の要求にも拘らずアクセスの全文公開もできないのである(公開拒否の理由・アクセスは保安林解除まで企業秘密である由。アクセスが企

多発するリゾート計画

北海道は一村一品ならぬ「一村一観光」とばかりに開発計画ラッシュです。観光開発からリゾート開発と名まえだけカタカナにはしていますが中味は同じ。道内いたる所「遊び場」として、しかも企業によって作られた画一的施設です。遊びは本来自由で創造的なものです。場所も施設も行動すらも決められた今のリゾートには「遊び」すら奪われていくように思えてなりません。

西武グループに代表されるコンツェルンは、リゾートをかかげ急速に上陸しています。まさに破竹の勢いです。本州大手企業には資本力の面で道内企業はかないません。土地の切り売りが進む中、道民として自らの経済を考え、未来からの借り物である自然を次代に伝えるために足元を問わなければなりません。

事務局では次号からもリゾート開発について掲載していきたいと思ひます。さらに道内外の情報をお寄せ下さい。



室蘭岳スキー場建設計画

室蘭岳の自然を守る会

「散切り頭を叩いてみれば、活性化の音がする」

自然破壊の免罪符は活性化、とばかり今やリゾート開発による自然破壊が道内至る所で進行している。わが町室蘭市でもご他聞に漏れず、水源涵養保安林を含む森林を伐採してスキー場を建設する計画が六十二年十月から進められている。これ迄明らかになった計画は

- ① 通称室蘭岳(鶯別岳、九一一m)の南斜面にゲレンデ面積二三・四ha(所有者牧野組合八・四ha、国有地うち国有林一〇・九haは水源涵養保安林の指定解除を必要)、標高差四八〇m、斜度最大二二度、平均一四度、リフト三基、ナイター照明、ロッジ一棟、四〇〇台収容駐車場を設置したスキー場を今年十二月にオープンする。
 - ② 事業主体は、室蘭リゾート開発(株)(資本金六五〇〇万円、ばんけい観光株六割、室蘭市他地元企業四割の出資比率)、事業費約六億円、利用入込者数約一〇万人。
- 計画が新聞紙上で報道されたのが六十二年十月。と同時に誰しもがわが耳を疑い、その実現を信じなかった。それもその筈「構想確立、事業法人の設立、環境調査、道路開設を含む全工

事の完了、オープン」の全てを僅か一年間で成し遂げ、地形条件も悪く積雪量も少ない山を強引にスキー場に変えようとする余りにも唐突なハードスケジュールであったからである。

しかし市民感覚とは別に、計画は室蘭市を推進役として隠密裏に而も着々と進められていた。気が付いた時には、議会は既に事業法人設立の為に税金五百万円を出資すること、税出二億五千万円を要する道路整備案件を承認しゴーサインを出していたのである。而も当然室蘭岳をよく知り疑問を抱く筈の山岳関係団体もただ拱手傍観しているのがあった。しかし不況地域からの脱出、活性化は時の声とする薄寒い空気の中から、遂に「組織を乗り越えた良心ある登山愛好者、野鳥や植物への影響を心配する者、水の汚染・土砂崩壊を心配する者、貴重な税金を自然破壊に使うことを疑問視する者が集まり、計画を見直そうとの会が六十二年三月九日に発足した。四面楚歌の中、全くの素人が何かをしなければと集まった。それが「室蘭岳の自然を守る会」である。

我々の運動は、まず計画内容を知ることから始めなければならなかった。そもそも計画内容が全く市民に知らされていなかったからであ

業秘密に属するとは、前代未聞。

その後我々は、室蘭市に対し重ねて説明と話し合いを求め、一方、市民に対してはスキー場予定地の見学登山会、講師を招いての市民集会、ピラ配布、署名活動（現在五千名を超えた）などを通して理解と協力を求める運動を続けてきた。そしてこの粘り強い運動を前に、事業主体は六十二年十二月全面オープンを断念し、計画を一期と二期に分け、一期・民有地部分のみ今季オープン、二期・国有地部分は来季以降、と計画変更を余儀なくされた。

しかし残念なことに九月九日民有地部分の工事は強行され、保安林の指定解除、伐採を目前に控えている。『子供たちに残そう 室蘭の大自然』をスローガンに、我々は自然破壊の愚かさを訴えているものの、目先の利益に取りつかれた行政・事業者に踊らされた町の空気の中で、厳しい状況におかれている。これから運動の真価を問われるのである。

我々は後世に誇り得る熱意と行動をもって自然を守る運動を続けたいと思う。

皆さんの励ましと協力をお願いします。

室蘭岳の自然を守る会

事務局 室蘭市港北町五丁目九六番地

三浦 進方

北海道総リゾート化へ

去年春、売り上げ税一色に国会も世論も塗りつぶされていきました。その裏をかくようにリゾート法なる「総合保養地域整備法」が十分な論議もなく可決され、昭和六十二年六月九日付官報で告示されました。

リゾート法・法律第七一号（国土庁）の一条関係・目的では「この法律は、良好な自然条件を有する土地を含む相当規模の地域である等の要件を備えた地域について、国民が余暇等を利便して滞在しつつ行うスポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動に資するための総合的な機能の整備を民間事業者の能力の活用」に重点を置きつつ促進する「略」とあり、第一〇条関係・資金の確保では「国及び地方公共団体は、特定民間施設の設置を行う者に対する必要な資金の確保に努めなければならないこととした。」とあります。

要するにリゾート開発は民間活力を導入して、その為の手續き面・資金面を国や自治体がバックアップする。ということ。観光業者にとってはまたとない法律といえます。リゾート法成立を前後して全国各地で計画がうち出され、すでに着手された所も多くあります。特に広大な面積と良好な自然環境を有する北海道は狙い所といったところでしょう。道南・道東に七十六カ所集中的に計画されています。いずれも国立・国定・道立自然公園内かそ

の周辺です。まさに公園が狙われているのです。計画の内容はいずれも似たりよったりで、スキー場・ゴルフ場・テニスコート・ホテルがワンセットです。その他乗馬・気球・カヌーなどアウトドア関係が主流です。遊びながら北の味覚を楽しむといった具合に。

国民の休暇も週休二日制へと向かいつつありますがまだ少数、所得もさほど上がらず、リゾートばかりが多分にふくれあがっています。このまま計画が実現した場合、供給過剰で共倒れは免れません。企業が倒れることは別にして、開発されてしまった自然はどうなるのでしょうか。一度失った自然を復元することは容易なことではありません。企業や自治体の安易な開発行為で傷手を受けるのは常に自然そのものです。人間がそのことに気付いた時は手遅れなのです。

北海道は農産物自由化による第一次産業の低迷、石炭・鉄鋼の切り捨て政策等経済の落ち込みはひどく、元手のかからぬ自然利用へと向っています。経済の建て直しは安直な方法ではなく、土地各々の特性に合った地道な対策こそ重要です。また行政は、計画を全て受け入れる以前に「北海道の土地利用計画」ないし、リゾート開発の規制・基準をもうけるべきです。そのことは自然破壊を最少にとどめる上でも、共倒れを防ぐうえでも急務といえます。（事務局）

千歳川放水路はいらない

千歳川放水路を考える会 三浦二郎

七月二十二日設立した「千歳川放水路を考える会」の第一回のイベントである「放水路が農業に及ぼす影響」についての講演会会場の植苗福祉会館内、満場の参加者で熱気むんむんの状況になりました。

「考える会」は、どの既成団体にも属することなく、独自に設立された市民団体です。千歳川放水路というけ物のような計画が策定されて以来、大きな自然改変を伴う開発行為について漠然とした不安を動物的感覚で感じとっていた市民有志が、開発局が実施した六十、七十一年度の環境調査概要と、アウトラインながらもブラニングされた掘削計画案を入手するに及んで、一気に「考える会」の設立へと結集したもので、全くの空手空拳でスタートしたのです。通信費として納入してもらった会費で発行した会報第一号は「放水路はいらない」とタイトルをつけました。たかだか八頁建ての会報なので、多くを盛り込むことはで

きませんでした。放水路問題の経過と資料紹介の他に、恵庭市民の学習会のようなすや、日本野鳥の会が東京で開催した「ウトナイ湖サンクチュアリを守る緊急アピール集会」のようす、同じ日に開かれた北海道開発審議会の決定等八月下旬頃のあわただしい動きについてのトピックスや会員からの意見投稿を盛り込んだ充実した内容になりました。

その後、開発局が六十三年度北海道開発予算の中に八億円の着手予算を概算要求したことが明らかになり、「考える会」はそれに対応して開発局に対して五項目について公開質問状を出しましたが、それに対する局側の回答は「昭和五十七年三月石狩川水系工事基本計画の中で決定されており」その基本計画に基づいて、千歳川放水路工事を推進するのだ、という硬直した姿勢から一歩も出ていないもので、全く検討に値いするものではありませんでした。特に洪水被害が常習的になっている長沼町、南幌町一円に対して、放水路によって洪水被害を解消できるかの疑問については全く具体的に回答できないものでした。(八月二十六日、太平洋側を襲った集中豪雨では、白老、苫小牧に大きな被害があったが、道央部ではやはり長沼、南幌町で田畑二、一六〇haが冠水し、この豪雨による石狩、空知、胆振管内の冠水被害の三分の一が集中しており、この被害は放水路によっても解消不可能であることは、放水路設計によっても明らかである)

「考える会」でこの回答を二応検討はしてみ

ましたが、このような誠実さに欠ける役人の作文的回答しか得られないのであれば、実りのないキャッチボール的なやりとりは意味がないと判断し、より住民運動的な方向を目指すべきだということになり、今回の農業問題をテーマにした集会開催を試みたわけです。

十一月十二日の夕方は前線接近による雨雲が低く垂れて今にも雨になりそうな空模様の中、七時の開会よりも三十分位早く、数名の「考える会」の若者たちと会場設営に出かけました。あらかたの設営が終わりがけた頃から、地元農家の人や市民の方が参集しはじめ、講師の神山先生(北大工学部)、小高先生(農業先端技術研究会)と、北海道自然保護協会八木会長等が到着した頃にはほぼ満席に近くなりました。

神山先生からは「千歳川放水路建設に伴う諸問題」と題して、入手できた限りのデータと図表を示して、放水路計画が策定された背景やもし計画通りに建設された場合の地下水位の低下、海水の内陸への浸入、洪水のない平常時の嫌気性の停滞汚水の滞留や気象に与える悪影響等の諸問題について、理解しやすいように解説されました。

小高先生からは、北農試稲第4室長(本年四月退官)当時からの北海道稲作の改良研究をふまえて、減反政策による水田の畑作転換が洪水被害を大きくしている現状と、放水路による気温の低下、海霧の侵入と川霧の発生等、農業に与える悪影響について警告をなされました。

質疑応答、討論に入ってから地元酪農家の

連合の提出文書

北自連八七一三
一九八七年十月十六日
北海道知事 横路孝弘殿

道道土幌・然別湖線の工事停止を求める自然保護三団体連合の要請

北海道自然保護連合
代表 瀬川 潔
北海道自然保護協会
会長 八木 健三
然別湖の自然を考える会
代表 崎野隆一郎

大雪山国立公園の南端山岳部を通過する道道土幌・然別湖線が国民共有の貴重な自然を破壊するため、その工事停止を求める要請は北海道自然保護協会が七月十四日北海道知事および十幌町長に対し、さらに九月二十四日には北海道自然保護連合、北海道自然保護協会、然別湖の自然を考える会の三団体が共同で北海道道庁土木現業所長に提出している。しかるに道庁局は同道の工事中止後十五年をへた現在にして工事を再開し同道を開通させる方針を変えていない。

いうまでもなく、同道の通過する大雪山国立公園の南端スノカウンスプリ山および天草山一帯は貴重な原生的自然が豊かに残されたところであり、あまほコマクサなど高山植物の群落が多分布し、これらの植物相を主台として氷河期に渡来したナキウサギが大雪山系中もっとも多く生息しているところである。地球的規模で環境破壊が進む現在、このような自然は北海道民のみならず全国民共有の財産といふべきものであり、手厚く保全して後代に伝えるべきである。

この一方、現在は十勝平野から然別湖にいたる道路は整備されており、道道土幌・然別湖線が開通したとしても十幌町から然別湖にいたる既存道路との距離差は十・二キロにすぎない。これらみても、この道路は道民および地域住民の産業的・社会的必要に答えるものではなく、単に夏季間の観光に用いることが期待せられているにすぎないことは明らかである。また仮りに同道が開通したとしても単に通過観光客に利用される可能性がきわめて大きい。むしろ同道の建設を要求した十幌町は今後、大雪山系の貴重な自然を善用した帯在型観光の開発に力を注ぐべきである。

すでに国の自然環境保全審議会は昭和四十八年、道開発局が計画した大雪山国立公園の中央部を通る開発道忠別・清水線、いわゆる大雪山縦貫道の建設について審議した際、林修三自然公園部会長の意見書として①国立公園等における道路新設は、その道路が社会的にせむ必要であつて他に代わる手段がない場合にのみ認められなければならない。②その場合でも自然の大きな破壊を誘発するもその地域は避けなければならない。③その場合でも自然の力は自然公園等における道路建設について国民の考えを代弁したといふべきものであり、諸外国では厳守されているところである。

近辺に既存の道路敷本を有する大雪山国立公園南部において、あまつさへ諸市民の反対で十五年前に工事が中止された道道土幌・然別湖線の工事が再開させ開通させるがごときの行為は、この国民的要請に全く反してあり、もし実行されるなら、その実行者は後代にまでその責任を負うべき性質のものである。

以上の諸理由から国民の共同的業務を委任せられている関係各位におかれては同道の工事を停止するのほもとより、同道の認定を取り消し、すでに荒廃させられた国立公園内各工部分の自然復元を実行されることを要請する。

北自連八七一四
一九八七年十二月五日
環境庁長官 堀内俊夫殿

環境特別委員会における自然保護に係る質問に対する政府委員の答弁について

然別湖の自然を考える会
代表 崎野隆一郎
北海道自然保護協会
会長 八木 健三
北海道自然保護連合
代表 瀬川 潔

本年八月十九日に参議員環境特別委員会において行われた丸谷金保議員の質問に対する古賀章介政府委員の答弁(環境特別委員会会議録二号)については私共三団体が主催して十二月五日鹿追町で行われた「シンポジウム」開発と自然保護」におきましても重大な問題点が含まれていることが参加者一同によって確認され、この問題を世論に広くアピールすることを、ここにその要旨を添えて環境庁に強く抗議するものであります。

記

丸谷議員の最初の質問は、昭和四十八年十月十九日の自然環境保全審議会の林修三自然公園部会長(当時)の談話の趣旨が今でも生きているのかという点にあります。

すなわちこの質問は、特定の案件に関するものではなく、国立公園内の道路の建設についての許可の基本的にかかわる重大な意味をもった質問であります。これに対して古賀章介政府委員(環境庁自然保護局長(当時))は「現在におきましてもこの談話を踏まえて対処をしていまして」と一応談話の趣旨が生きていることを承認しながらも「しかしながら談話以前に許可された道路については適用されることはない」と質問にもない事項について今後の国立公園内の事業の許可に重大な影響を及ぼしている「答弁」を行いました。

申すまでもなく、林談話は無様な大雪山縦貫道路計画が全道的・全国的な反対運動の力によつて、建設主体の北海道開発庁が環境庁にたいして提出していた暫工要請を取り下げたのち、本来この道路計画に不許可の結論を出す予定であった、自然環境保全審議会の林公園部会長が、道開発庁が申請を取り下げた同日(昭和四十八年十月十九日)に発表されたものであつて、「社会・経済的にその道路が是非必要で、代替手段が見出せないときに限って」許可されるものであり、大雪山縦貫道路問題が日本の自然管理の上に残した貴重な遺産であります。したがって、林談話の精神は、以後のすべての国立公園内の道路新設を律するものであり、当然道道土幌・然別湖線の建設にも適用されるべきであります。この道路は大雪山国立公園内の特別地域を通るものであり、地元自然保護団体はじめ道内外の多くの自然保護団体の反対をうけ、近隣道庁職会議も反対決議(昭和四十八年五月三十日)をしていらいわくわくするべき道路であります。そのため四十七年二月から今日にいたるまで十五年間の永きにわたつて工事が中止されてきた経過があります。

また、今回のシンポジウムでも各方面の識者から指摘されましたように「この道路が是非必要で、代替手段が見出せない」な理由は、全く成立いたしません。

林談話、その以前の無制道な国立公園内の道路建設への深い反省にたつた談話であり、その直後に制定された「自然環境保全基本方針」(四八・一一・一)とその理念を「にするものであります。

故に、その以前に「許可可」のあつたことを理由に、現在なお建設されておられない道路を、林談話と異なる基準で処理せんとする発言が、環境庁の自然保護局長の答弁として現われたことについては、深い遺憾の意を表し、強く抗議させていただきます。

しかも、今回の実施案は、当初案を変更したものであり、その趣旨は、改めて、根本的に林談話の精神にもついてもなされるべきものでないことを強く主張する次第であります。

然別湖からのアピール

一九八七年十二月五日

社団法人北海道自然保護協会
北海道自然保護連合

然別湖の自然を考える会

シンポジウム「開発と自然保護」参加者一同

北海道土木部は昭和六十二年十一月二十五日、昭和四十七年以來十五年間にわたって工事が中止されてきた「道道士然別湖」の「未開通区間」二・六キロの新ルート「アセスメント」報告書を発表しました。

道土木部は、新ルートは当初計画になかった六五五坪のトンネル開きなどによって、自然環境への影響は「最小限に抑えよう」と主張し、早期工事を急ぐ方針に努めています。しかし、十二月五日、道道庁で行われたシンポジウムに集まった私たちは、この問題を真剣に検討したとき、次のアピールを道道知事と道土木部の皆さん、堀内環境庁長官、地元三町の皆さんと道民の皆さんへ呼びかけました。

また、私たちはそれぞれアセスメント報告書に対する意見を提出いたしました。このアピールは道に対する私たちの共同の意見書ともいたします。

私たちは次の理由から道道士然別湖線の建設再開計画に対し、強く反対いたします。

(1) この道路が通過する地域の全体は、大雪山国立公園内の第一種・第三種特別地域に属し、この公園東部の自然の豊穡さや、うつくしい風景は北海道の原生的自然の宝庫です。とりわけ、その「未開通区間」にある東又ブカワラヌプリと白雲山に囲まれた地帯は、天然記念物の蝶ラフトルリシジミや珍しいコマクサ群落が多く見られ、またアセスメント報告書によっても、氷河時代からの生き残りであるナキウサギの「分布の集中地」(P五十三)にあたります。

(2) このため、昭和四十七年にはこの道路の建設に反対する世論が強くあがり、四十八年五月には、道道庁議会も反対を議決し、道は以後十五年間、この道路の建設を中止してきました。このことは、この年、四十八年十一月十九日に各方面からの反対で北海道開発庁が大規模断道計画を取り下げたことと同様、進まざるが、自然を守る賢明な措置であった、と私たちは考えます。

(3) 大規模断道計画を道開発庁が取り下げたその日(昭和四十八

年十月十九日)、環状市の踏切間隙である自然環境保全推進委員会の林修三自然公園部会長は、国立公園における道路の新設については「この道路が是非必要であり、他に代わる適切な手段が見出せない」と「前提である述べ、まさにその場合でも、自然環境保全のための厳しい措置を必要とする四種の地域を明示されました。」この林部会長は、いわば国立公園内の道路計画の憲法を唱えました。原則であり、それは当然、現在問題になっているこの道路の建設可否を判断する基準となればなりません。この地域は、林部会長が指摘する四種の地域を全部一身に統合しています。

また、アセスメント報告書の中の「事業の目的」は、この道路が「然別湖畔に於て自然災害時、交通事故、その他緊急事態の発生などに弾力的に対応できる代替ルートである」とは迂回ルートとして重要「(P三二)」であると同様にしていますが、しかしこのように事業には現在の道道建設費の十分であり、湖畔の人口とこの間、新たな道路の必要を認めざるを立してはなりません。(湖畔から鹿追線平線と鹿追町役場まで二九キロ、鹿追町まで三三キロ、計画線まで十キロ、計画線まで三三キロ)

道は、新道の開通による道道交通の増加こそが、山火事などを引き起こす危険をいっそう増大させるものです。また、報告書は「湖畔と十勝町とを連絡する幹線道路の必要」などを述べ、道道知事がこの計画道路のすぐ南には道道特別道路を、新道は十勝町が湖畔を結ぶ上で、自動車でもせいぜい十分を短縮できる程度のもにすべきです。そもそも二十五年前に、山火事防止等を理由に始めた本道計画は、現在通用しないのです。したがって、この道路が「是非必要で、他に代わる適切な手段が見出せない」という理由は、どうも強弁しても成り立ちません。

(3) 逆にこの道路の建設は、人跡がほとんどないこの特別地域の原生的自然とその生態系を人工的に引き裂き、工事によって大規模に破壊し、さらに完成後は、通過客がその道路から自由に立ち入ることができる地域を大幅に拡大することによって、周辺の動物に新たな人為的破壊をもたらす危険をうかします。この報告書によっても、計画道路面からハイマツコケモミ群落、ナキウサギ生息地などは僅々数十メートルの近きに多数存在しています。なおアセスメント報告書では、計画道路面の自然破壊としての評価基準にも「評価は、周辺と比較して、著しく低くなっています。したがってこの計画道路面が昭和四十一年、道に貸与されたものに及ばないためである」と、報告書はこの事実を故意に伏せています。また、この道路は土曜・然別湖間の単なる通過道路ですから、地域の経済的活性化に貢献する「保障も全くない」と考えられます。六五五メートルのトンネル掘削は、この自然破壊を根本的に

ははたして予防するものではない、まさに計画が通るためのトンネルです。また、このトンネル建設により、建設費用は当然「その巨額なものとなりますが、私たち道民にはこの負担を負わねばならない」「正当な理由」を全く見せません。

(4) 今回の建設再開計画を時を「いつ」に、やはり昭和四十八年に開発庁が申請を取り下げたはずの「大雪山道が浮上してきた事実」の背景には、「いわゆる「リニア法」の成立」この法を利用して、地域活性化の各目的も、本道の残り少ない原生的自然をその最後の「盾」まで搾り取る「大手観光資本」その他の計画があらま

したがって、私たちは国立公園内の特別地域にまで、このように正当な理由のない道路の新設を許すならば、このように自然破壊も大手を振ってまかり通ることとなり、林部会長は一片の空文に過ぎるのみです。

このことの意味するところは重大です。知床の国有林のこれ以上の破壊を食い止めた私たち道民は、道内の国立公園の保護に努め、国民に責任を負っています。

以上の理由から私たちは、次のことを然別湖畔から呼びかけます。

① 道道知事と道土木部は、正當な理由なく、道に今後の自然環境に道をひらくための危険な計画を、ただちに中止されること。

② 環状市は、林部会長の原則にもとづき、この計画を厳正に再審査され、計画の中止を勧告されること。(なお、今回は計画が修正されたのであるから、再審査は当然不可欠の前提である。)

③ 十勝町、土曜町、鹿追町三町の皆さん、私たちは、皆さんが以上の私たちの訴えの趣意を十分に理解されて、この道路の再開に反対され、この貴重な然別湖周辺の自然を保全しつつ、それを生かすための地域活性化の道を全住民の力で新たに構想されますことを心からお願いいたします。私たちも、出来るだけの協力を惜しみません。

④ 道民の皆さん、今回の道路計画が国立公園内のものである以上、国民が問題の当事者ですが、とりわけ道費を負担している私たち道民は、道費を用いて行う道路建設には、もともと直接的な関係者です。

危機に瀕している本道の自然を守り、次の世代に確実に伝えるために、この道路の建設に反対しましょう！

声

先般、地方選挙が行われました。当熊本は、政争界として有名ですが、私にははるかあなたの斜里長連に、熱いなざしをそそいでおりました。当地の新聞にまで、自然保護派の牛米さんの当選が大きく報じられたとき、どんなにかうれしかったことでしょう。

(熊本県・男性)

知床へはまだ行ったことがありませんが、あこがれの地のひとつでありませう。あと十年もすれば子供供も成長し、一緒に訪れることができると思います。その時に、傷ついた知床の姿を見せたくありません。自然は力強い回復力を持っていると思いますが、私たちの眼前から消えていく森林は、再びその姿を見るのに、その場所を手つかずのままにしておいたとしても、一個の人間の幾十倍の時を要するでしょう。いろいろな運動がひとつの大きな力となって、知床をはじめとする自然を、子孫のために守っていかねばならぬと思います。

(千葉県・男性)

先日テレビで知床国有林の伐採というニュースを見て、一種の憤りを感じ

ました。(中路) なぞ動物である人間が、もっと自然と共存しようと思わないのでしょか。今の私には、都会の緑も、トキの繁殖実験も実に虚しいもの思われてならないのです。なぜもっと早く手を打たなかったのでしょうか。本当にかげがえのないものをつたえつづけるのは、これからの人びとなのです。目先の利益だけを追いかけ行っている今の行為が、いかにエゴだけではないかと気づくのは、人間も生態系の一部だと気づいたそのときではないでしょうか。

(新潟県・男性)

新聞などで北海道知床の原生林の伐採のことが知りました。その森を熊の家とする鳥やけものたちの住居を奪い、餌を奪って生活できなくなることも伺いました。生物の種も消えるかもしれないと聞きしました。恐ろしい気が致しました。これは日本のものだけではない、世界のもの、未来のもののだと思えました。戦前多くの木が切られました。自然の森がなくなりました。戦争だったからしかたなかったのです。今は、人も生物も共存していくべきです。それが平和というものと思えます。どうぞ木を、鳥を助けてください。

(岩手県・女性)

ネットワーク

南北からヤマトを問う

九月二十五日札幌で、西山正啓監督の「ゆんたんざ」上映会、十月一日には沖繩大学学長・新崎盛暉氏の講演がありました。海邦国体を前に沖繩のゆるる心、特に天皇制の象徴である「日の丸」「君が代」をめぐる「説谷村(よみたんそん) 村民の動きを追って」います。卒業式に日の丸をあげまいとする村民。教育委員会の指令だからという校長。卒業式当日、三名の女子高生が壇上上がり泣きながら日の丸を引きずりおろし捨てるという行動に出ます。戦後四十数年、烈火のまっただ中におかれた沖繩。読売村は米軍が最初に上陸した村です。いわば本土の犠牲となったのがウチナンチューです。戦争責任を問うことなく国体により過去をみ消すことは、血であがなった歴史をも消し去ろうという暴挙です。このことはアイヌモシリにおけるアイヌ民族への侵略と差別にもつながります。

北海道文化講座

「世界から核をなくす会」の主催で十一月から一月一回の文化講座が開かれています。核の根っこは日常生活のいたるところに存在しています。十一月「私たちが抱えている問題」(田中明子)、十二月「食卓から見える世界」(伊藤みえ子)、一月「差別と人権」(林炳澤)、二月「スパイ防止法とは何か」(伊藤秀子)と続き、三月は「暮らしを洗おう」、四月「原発・海外事情」と進みます。チェルノブイリ原発事故後全国の原発世論は七割近くに達しました。核を必要としない社会を多くの人びとが願っています。行

10・26反原子力の日

十月二十六日政府は「原子力の日」としました。私たちは「反原子力の日」として位置づけて全国各地で行動を起

活動の記録

(8月21日～12月31日)

- 8月22～23日 ○代表者会議(札幌にて)
- 8月25日 ○岡村昭彦報道写真展実行委
- 8月26日 ○札幌の自然を守る会会議
○通信87-4 発送
- 8月27～31日 ○岡村昭彦報道写真展(丸井デパート)
- 8月30日 ○世界から核をなくす会会議
- 8月31日～ ○知床問題等について国会議員・有志と
9月4日 懇談・協力要請。環境庁・林野庁と話し
し合い(東京にて、田中)
- 9月4日 ○くらしを洗おう石けん運動会議
- 9月5～6日 ○大雪山縦貫道路計画予定期現地調査
(田中)
- 9月6日 ○盤渓自然破壊観察会(井山)
- 9月8日 ○大雪山縦貫道路計画について、旭川開
発建設部と交渉(瀬川)
- 9月10日 ○ノーノー核のゴミ捨て場1万人フェス
ティバル世話人会
- 9月13～15日 ○ゼニガタアザラシツアー参加(えりも
にて、井山)
- 9月13～14日 ○室蘭岳スキー場計画予定期現地視察
(瀬川)
- 9月15日 ○アシリ・チェップ・ノミ参加
- 9月16日 ○札幌の自然を守る会会議
- 9月20日 ○編集会議
- 9月23日 ○東商業高校放送部インタビュー
- 9月24日 ○土幌高原道路について、帯広土現と交
渉(帯広にて、瀬川・田中)
- 9月25日 ○定山溪ダム定期現地調査。石狩川開建
より説明受ける。
○映画「ゆんたんざ」上映会
- 9月27日 ○1万人フェスティバル世話人会
- 9月30～1日 ○小田実講演会(チェルノブイリ原発事
故後の西ドイツ事情)
- 10月1日 ○新崎盛暉氏講演会
○「道道土幌・然別湖線に係わる要望書」
を道に提出
- 10月4日 ○藤野道路計画現地視察
- 10月6日 ○1万人フェスティバル世話人会
- 10月7日 ○反原発集会・講演会
- 10月9日 ○四手井綱英氏講演会(道協会主催)

- 10月21日 ○世界から核をなくす会講演会
- 10月16日 ○土幌高原道路について対道交渉(瀬川
・田中)
- 「道道土幌・然別湖線の工事停止を求
める自然保護3団体連合の要請」書を
道に提出
- 10月20日 1万人フェスティバル世話人会
- 10月21日 ○札幌の自然を守る会会議
- 10月26日 ○「反原子力の日」行動。人間の鎖・女
たちのマラソントーク
- 11月2日 ○1万人フェスティバル世話人会
- 11月4日 ○賛助会員のつどい・東京(瀬川・田中)
- 11月5～6日 ○国会議員・環境庁・林野庁と面談(瀬
川・田中)
- 11月7日 ○賛助会員のつどい・大阪(瀬川・田中)
- 11月8日 ○世界から核をなくす会・文化講座で講
演(田中)
- 11月13日 ○くらしを洗おう石けん運動会議
- 札幌の自然を守る会会議
- 1万人フェスティバル・「ハーライフ
フ」上映打合せ
- 11月14日
- 11月21日 ○日弁連主催パネルディスカッション
「知床の森を考える」(瀬川・田中)
- 11月22～23日 ○幌延問題現地交流会(田中)
- 11月25日 ○泊原発について会議他
- 12月1日 ○同上
- 12月4日 ○然別湖周辺伐採問題について帯広営林
支局長と話し合い(瀬川・田中)
- 土幌高原道路問題で現地集会(鹿追町
にて、瀬川・田中)
- 同上現地視察
- 12月5日 ○くらしを洗おう石けん運動の総会
- 12月6日 ○泊原発について会議
- 12月8日 ○札幌の自然を守る会会議
- 12月10日 ○泊原発について市民集会(No.1)
- 12月18日 ○1万人フェスティバル世話人会
- 12月21日 ○「環境特別委員会会議における自然保
護に係る質問に対する政府委員の答弁
について」を環境庁長官に送付。記者
会見
- 12月22日
- 12月25日

編集後記

○会報が大変遅れてしまい申し訳ありません。大雪山縦貫道路計画特集は三月第一週に発行します。また、知床伐採問題については四月上旬に「北の自然号外3」で報告いたします。「北の仲間たち」などシリーズものを今回は除きました。次回からまた続きますのでお楽しみに。

○去年は知床・然別湖の伐採問題、リゾート開発で明け暮れた一年でした。いずれも積み残しの課題です。今年こそはせめて「知床」だけでも解決したいものです。皆様のご支援をお願いいたします。

○核のない北の大地も、いよいよ今年九月に泊原発の試運転が開始されようとしています。原発も核廃棄物も核兵器もない美しい大地であるために今年には重要な時です。チェルノブイリ原発事故以来、道内外の反対世論は高まりつつあります。総力をあげて取り組みましょう。

(田中 明子)

一九八八年二月十九日
編集発行 北海道自然保護連合
代表 瀬川 潔
事務所 札幌市東区北二三条東一丁目
堀江ビル2F
電話(011)七四二一三一六一代
振替口座 小樽一四〇七一
印刷 北海道機関紙印刷所